

○赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則

平成20年9月1日

規則第55号

改正 平成21年8月1日規則第50号

平成22年8月10日規則第36号

平成23年3月25日規則第8号

平成25年3月18日規則第27号

平成26年5月23日規則第30号

平成28年3月29日規則第35号

平成29年6月1日規則第23号

平成30年11月14日規則第41号

令和元年10月9日規則第32号

(目的)

第1条 この規則は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地及び集落地域等の減災を図るため、既存の木造住宅の耐震改修を実施する所有者に対して市が必要な助成を行い、もって公共の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市が市以外の者に対して交付する赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助金の交付の決定を受け、補助事業を行う者をいう。
- (4) 木造住宅 木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (5) 耐震診断等 次のいずれかに該当する既存の木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 赤磐市建築物耐震診断等事業を活用して行う耐震診断

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する技術上の指針に係る認定について」（平成26年11月7日付け国住指第2850号）第2号に規定する（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施されるものであって、岡山県知事の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの

ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価をいう。

(6) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた者をいう。

(7) 耐震改修工事 耐震診断等の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存の木造住宅の耐震改修工事（別表に定める耐震基準を確保するために行うもの）をいう。

(通則)

第3条 補助金の交付については、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、第1条に規定する目的の達成のため、補助事業者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助事業の要件)

第5条 補助事業は、次の各号全ての要件に該当する木造住宅の耐震改修工事とする。

- (1) 市内に存する民間のものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手されたものであること。
- (3) 地上階数が2以下のものであること。

(補助金の交付額等)

第6条 耐震改修工事に対する助成額は、耐震改修工事に要する費用（住宅の床面積1平方メートルにつき3万4,100円を限度とする。）に0.23を乗じた額（その額が50万円を超える場合は50万円とする。）とする。ただし、耐震改修工事に要する費用について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除額は、控除するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付の決定を通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行うに当たり、耐震改修工事の内容の審査に関するものについては、別表に掲げる耐震基準との照合のため、あらかじめ所管行政庁（建築物の耐震改修の

促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条に規定する所管行政庁をいう。）から意見を聴取するものとする。

（中間検査）

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による交付の決定を受けた耐震改修工事が市長から指定された中間工程に達したときは、木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第3号）を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。

（事業内容の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更し、若しくは中止し、又は廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める様式に必要書類を添えて速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金の交付の決定の額に変更が生じるとき 赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）

（2） 補助金の交付の決定の額に変更が生じないとき 赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更承認申請書（様式第5号）

（3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 赤磐市木造住宅耐震改修事業の中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請が適当であると認めたときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更決定通知書（様式第7号）、又は赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更・中止（廃止）承認書（様式第8号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（竣工検査）

第11条 補助事業者は、耐震改修工事が竣工したときは、木造住宅耐震改修工事竣工届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出の提出があったときは、耐震改修工事の竣工検査を実施するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して20日以内に赤磐市木造住宅耐震改修事業実績報告書（様式第10号）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて実地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助

金確定通知書（様式第 1 1 号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第 1 4 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書（様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

（公表）

第 1 5 条 市長は、補助事業に係る耐震改修工事の実施結果について公表するものとする。

2 前項に規定する公表の方法は、市長が別に定める。

（取引上の開示義務）

第 1 6 条 補助事業を実施した木造住宅の所有者は、当該木造住宅を譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震改修工事の結果に関する情報を開示しなければならない。

（その他）

第 1 7 条 この規則に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 9 月 1 日から施行し、平成 2 0 年度分補助金から適用する。

附 則（平成 2 1 年 8 月 1 日規則第 5 0 号）

この規則は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 8 月 1 0 日規則第 3 6 号）

この規則は、平成 2 2 年 8 月 1 0 日から施行し、平成 2 2 年度分補助金から適用する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 2 5 日規則第 8 号）

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 1 8 日規則第 2 7 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 5 月 2 3 日規則第 3 0 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 6 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 9 日規則第 3 5 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 6 月 1 日規則第 2 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の赤磐市木造住宅物耐改修事業費補助金交付規則の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後に申請された補助金について適用する。

附 則（平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日規則第 4 1 号）

この規則は、平成30年11月14日から施行する。

附 則（令和元年10月9日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

評価方法	既存の木造住宅の耐震性能	耐震基準
耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	上部構造評点が1.0以上
既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上

様式第1号(第7条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

赤磐市長 様

申請人 住所

氏名 印

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第7条の規定により、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、当該補助事業に係る耐震改修の結果については、同規則第15条に規定する公表に同意し、公表に関する異議又は不服の申し立ては一切しないことを確約します。

補助年度		年度	
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
既存住宅の概要	所有者	住所 氏名 TEL() —	
	所在地	赤磐市	
	規模等	地上： 階 ・ 地下： 階 建築面積： m ² ・ 延床面積： m ²	
	建築年月日	年 月 日 着工	
補助事業の経費所要額		円	
補助金の申請額		円	
補助事業の着手年月日及び完了年月日(予定)		着手 年 月 日 完了 年 月 日	
耐震改修促進法第14条第3号で定める建築物の該当の有無		☐ 有り ☐ 無し	
添付書類	1 事業計画書(別紙1)		確認欄 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 10 ☐
	2 耐震診断結果報告書又は耐震性能評価書の写し		
	3 既存住宅の工事着手の時期を証する書類		
	4 既存住宅の所有権を証する書類		
	5 耐震改修工事の実施に係る利害関係者の同意書		
	6 所得証明書又は課税証明書(所得者全員分)		
	7 住民票(世帯全員の記載があるもの)		
	8 既存住宅の付近見取図、外観写真		
	9 耐震改修工事の見積書、計画図、工程表等		
	10 配置図及び道路関係立面図(別紙2)(耐震改修促進法第14条第3号で定める建築物に該当が有りの場合のみ添付)		
備考(記入不要)			

別紙1

事業計画書

申請者の氏名	
既存住宅の所在地	赤磐市
既存住宅の床面積	延床面積 : m ² うち店舗等の面積: m ² (割合: %)
耐震補強の方法	工法:
耐震性能の評価手法	☐ 耐震診断 ☐ 既存住宅性能評価
既存住宅の耐震性能	上部構造評点:
目標の耐震性能	上部構造評点:
耐震基準	☐ 上部構造評点が1.0以上 ☐ 耐震等級が1以上
事業費	円
補助事業の経費所要額	円
補助対象限度額	円
補助基本額	円
補助金の申請額	円

- 注1 事業費は、耐震改修工事を含む工事全体の契約予定額(見積額)とすること。
- 2 補助事業の経費所要額は、事業費から耐震改修工事に要する費用以外を除いた額とすること。
- 3 補助対象限度額は、既存住宅の延床面積に3万3,500円を乗じた額とすること。
- 4 補助基本額は、補助事業の経費所要額と補助対象限度額を比較し、いずれか低い方の額に0.23を乗じた額(千円未満切り捨て)とすること。
- 5 補助金の申請額は、補助基本額以内の額(千円未満切り捨て)とし、補助基本額が50万円を超える場合は50万円以内の額(千円未満切り捨て)とすること。
- 6 変更の場合は、記載事項を変更する欄の上段に前回の内容を括弧書きで記入し、下段に変更の内容を記入すること。

別紙2

配置図

既存建築物名称：

※縮尺1／200程度・A3サイズ(又はその他の縮尺・サイズのものをA4折り)

※道路幅員、道路中心線、建築物の配置がわかる道路境界からの距離、道路関係立面図(断面図)が対応する位置を必ず明示すること。

道路関係立面図(断面図)

既存建築物名称：

※縮尺1／200程度・A3(又はその他の縮尺・サイズのものをA4折り)

※道路幅員、道路中心線、道路境界から建築物までの距離、建築物の最高の高さを明示すること。

※耐震改修促進法第14条第3号で定める建築物に該当するか否かを判断できるように、以下に示す地点から建築物の方向へ45度の角度で見上げて伸ばした直線、及びこの直線と建築物の外壁線とが交わる点の高さを明示すること。

- ・前面道路の幅員が12m以下の場合 → 道路境界線から道路方向に6mの地点
- ・前面道路の幅員が12mを超える場合 → 道路境界線から道路方向に、道路幅員の1／2の距離の地点

様式第2号(第8条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書

第 号

申請人
住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

赤磐市長

補助年度	年度
補助金の名称	
補助事業の名称	
補助事業の経費所要額	円
補助金の交付決定額	円
交付の予定時期	
交付の条件	1 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分は、 年 月 日付け申請書記載のとおりとする。 2 補助事業の内容又は経費の配分等の変更をするときは、 市長の承認を受けること。 3 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を 受けること。 4 補助事業が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が 困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を 受けること。 5 耐震改修工事が中間工程に達したときは、同規則第9条 の規定により中間検査を受けること。 6 補助事業の耐震改修の結果については、公表するもので あることを申し添える。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号(第9条関係)

木造住宅耐震改修工事中間検査申請書

年 月 日

赤磐市長 様

補助事業者 住所
氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業に係る耐震改修工事中間工程を終えましたので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第9条の規定により、次のとおり中間検査を申請します。

工事場所の所在地	赤磐市
中間工程の工事概要	
中間工程工事終了年月日	年 月 日
中間検査希望年月日	年 月 日
工事管理者	事務所名： 氏名： 資格： 電話番号：
工事施工者	事業所名： 担当者名： 電話番号：

注 中間工程までの工事内容及び成果が確認できる資料を添付すること。

様式第4号(第10条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書

年 月 日

赤磐市長 様

申請人 住所
氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業については、
今般下記のとおり事業内容を変更したいので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付
規則第10条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の具体的理由

3 補助金の額	交付決定額	円
	交付変更申請額	円
	差引増減額	円

4 事業完了期日(予定) 年 月 日

5 添付書類

- (1) 変更の事業計画書(別紙1)
- (2) 変更の工事内訳書及び図面
- (3) その他内容の確認に必要な資料

様式第5号(第10条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更承認申請書

年 月 日

赤磐市長 様

申請人 住所
氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業については、
今般下記のとおり事業内容を変更したいので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付
規則第10条第1項第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の具体的理由
- 3 事業完了期日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 変更の図面
 - (2) その他内容の確認に必要な資料

様式第6号(第10条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業の中止(廃止)承認申請書

年 月 日

赤磐市長 様

申請人 住所
氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業については、
今般下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交
付規則第10条第1項第3号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 補助金の交付決定年月日 年 月 日
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 中止(廃止)の具体的理由
- 5 添付書類
 - (1) 中止(廃止)に至るまでの経緯を明らかにした書類
 - (2) その他理由等の説明に必要な資料

様式第7号(第10条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更決定通知書

第 号

申請人
住所
氏名 様

年 月 日付け 第 号で通知した赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付の決定については、次のとおり当該決定の額及びその内容を変更したので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第10条第2項の規定により通知します。

年 月 日

赤磐市長

補助年度	年度	
補助金の名称		
補助事業の名称		
補助事業の経費所要額	前回決定額	円
	変更増減額	円
	変更決定額	円
補助金の交付決定額	前回決定額	円
	変更増減額	円
	変更決定額	円
交付の条件	1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。 2 変更に係る補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。 3 事業完了期日を年 月 日までとする。	

様式第8号(第10条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更・中止(廃止)承認書

第 号

申請人
住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった標記事業の変更・中止(廃止)については、
赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第10条第2項の規定により承認します。

年 月 日

赤磐市長

補助年度	年度
補助事業の名称	
申請の区分	変更 ・ 中止 ・ 廃止
承認の条件	

様式第9号(第11条関係)

木造住宅耐震改修工事竣工届

赤磐市長様

年 月 日

補助事業者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業に係る耐震改修工事が竣工しましたので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事場所の所在地	赤磐市
竣工年月日	年 月 日
竣工検査希望年月日	年 月 日
工事管理者	事務所名： 氏名： 資格： 電話番号：
工事施工者	事業所名： 担当者名： 電話番号：

注1 工事完成図書(改修後の耐震診断結果、図面、工事写真等)を添付すること。
2 工事写真(着手前及び工事中)を添付すること。

様式第10号(第12条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業実績報告書

年 月 日

赤磐市長 様

補助事業者 住所
氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業が完了しましたので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度		
補助金の名称			
補助事業の名称			
補助事業の施行場所	赤磐市		
補助事業の着手年月日及び完了年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
補助事業の経費所要額及び経費精算額	経費所要額	円	
	経費精算額	円	
	差引増減額	円	
補助金の交付決定額及び精算額	交付決定額	円	
	精 算 額	円	
	差引増減額	円	
添付書類	1 事業実績調書(別紙1) 2 工事契約書の写し 3 工事代金の支払い証書		確認欄
			1 ☐
			2 ☐
			3 ☐
備考 ※記入不要			

別紙1

事業実績調書

補助事業者の氏名	
既存住宅の所在地	赤磐市
既存住宅の床面積	延床面積 ： ㎡ うち店舗等の面積： ㎡(割合： %)
耐震補強の方法	工法：
耐震性能の評価手法	☐ 耐震診断 ☐ 既存住宅性能評価
既存住宅の耐震性能	上部構造評点：
改修後の耐震性能	上部構造評点：
耐震基準	☐ 上部構造評点が1.0以上 ☐ 耐震等級が1以上
事業費	円
補助事業の経費精算額	円
補助対象限度額	円
補助基本額	円
補助金の精算額	円

注1 事業費は、耐震改修工事を含む工事全体の契約額(精算額)とすること。

2 補助事業の経費精算額は、事業費から耐震改修工事に要する費用以外を除いた額とすること。

3 補助対象限度額は、既存住宅の延床面積に3万3,500円を乗じた額とすること。

4 補助基本額は、補助事業の経費精算額と補助対象限度額を比較し、いずれか低い方の額に0.23を乗じた額(千円未満切り捨て)とすること。

5 補助金の精算額は、補助基本額以内の額(千円未満切り捨て)とし、補助基本額が50万円を超える場合は50万円以内の額(千円未満切り捨て)とすること。

様式第11号(第13条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金確定通知書

第 号

補助事業者

住所

氏名 様

年 月 日付けで実績報告のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

赤磐市長

補助年度	年度	
補助金の名称		
補助事業の名称		
補助事業の施行場所	赤磐市	
補助金の交付決定の内容	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
	交付決定額 ①	円
補助事業の経費精算額	円	
補助金の交付確定額 ②	円	
差額 ①－②	円	

様式第12号(第14条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書

年 月 日

赤磐市長 様

補助事業者 住所
氏名



赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第14条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	
補助金の名称		
補助事業の名称		
補助事業の施行場所	赤磐市	
補助金の交付決定の内容	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
	交 付 決 定 額	円
補助金の交付確定額	円	
交付請求額	円	
添付書類	1 補助金交付決定通知書の写し 2 補助金確定通知書の写し	

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第12条関係）

様式第11号（第13条関係）

様式第12号（第14条関係）